

認可外保育施設 立入調査事前準備調書

[作成 令和 年 月 日]

項目	調査内容 (※1)										
施設の名称						事業開始年月日	年 月 日				
施設の所在地	〒										
設置者											
管理者	(役職)					(氏名)					
連絡担当者 及び連絡先	(所属・役職)					(氏名)					
※委託先事業者の場合は、 所属を明らかにすること(※2)	(電話)										
	(メールアドレス)										
保育業務委託の有無	有・無	委託先事業者名									
児 童 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	学童		
	定 員	名	名	名	名	名	名	名	名		
	内 月極保育児童数	名	名	名	名	名	名	名	名		
	内 一時預かり児童数	名	名	名	名	名	名	名	名		
職 員 数	保育従事者 名					その他職員 名					
内 有資格者数	保育士		名(内、常勤 名)			看護師 (准看護師含む。)		名(内、常勤 名)			
保育室(乳児室、ほふく室含む。)	面積		m <sup>2</sup>		階数		1階・2階・3階・4階以上				
施設設備	建築物の 状況	耐火建築物・準耐火建築物 その他				備えている 設備		屋内避難階段・バルコニー 屋外傾斜路・屋外階段			
非常災害関係	消火器 本		非常口(通常口含む) 箇所								
消防計画	有・無				消防署への届出			届出済・未・不要			
防火管理者	(氏名)				消防署への届出			届出済・未・不要			
安全計画	有・無				保護者への周知			有・無			
	児童移動のための自動車の運行						有・無				
給食の実施状況(※3)	無・調乳・有(自園調理・外部搬入・弁当持参) ※該当する項目全てに○をつけてください。						献立表の有無		有・無		
児童の健康診断	入園前	有・無									
	定期	実施月	毎月	1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月							
職員の健康診断	定期	実施月	毎月	1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月							
	調理に携わる職員の検便	定期	実施月	毎月	1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月						
備付けの医薬品等	体温計・水まくら・ピンセット・包帯・傷テープ・ガーゼ 脱脂綿・綿棒・その他( )										
認可外保育施設指導監督 基準を満たす旨の証明書 (※4)	既に交付済 ・ 交付を希望 ・ 交付希望なし										

※裏面についても、必ず確認してください。

## 【留意事項】

- ※1 (1) 立入調査の実施に当たっては、以下の内容にご留意ください。  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)  
第62条 略  
2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
七 正当な理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
(2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和8年4月2日こ成保第317号)に基づき、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う場合があります。
- ※2 「連絡担当者及び連絡先」欄について、委託先事業者が記載する場合は、その所属等を明らかにしてください。
- ※3 「給食の実施状況」欄について、該当する項目全てに○をつけてください。
- ※4 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」欄については、以下の内容についてもご確認ください。
- (1) 証明書交付済の施設について
- ・証明書の有効期間は市が返還を求めた日までです。そのため、証明書交付の要件を満たしている限り、再交付は行われません。
  - ・証明書交付を受けた者が、証明書の交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、証明書の返還が必要です。
  - ・証明書を紛失等した場合には、奈良市幼保こども園課にご相談ください。
- (2) 証明書未交付の施設について
- ・証明書は、立入調査を実施し、かつ評価事項の全項目について適合していることが確認できた場合は、回答内容にかかわらず交付します。立入調査の実施時に評価事項の一部について適合していない場合は、その後の改善報告書の提出により、立入調査を実施した年度内に評価事項に適合していることが確認できた後に証明書を交付します。
  - ・設置届提出後、保育の提供実績が全くない場合や、長期にわたって保育の提供実績がない等の場合は、評価事項の全項目について適合していることの確認ができませんので、証明書の交付を希望される場合であっても交付はできません。

.....

### ※市担当者記載欄(立入調査時に調査担当者が記入するため、記入不要。)

	チェック項目	説明日及び確認日
<input type="checkbox"/>	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の要否を確認した。	
<input type="checkbox"/>	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の取扱いについて、説明した。	
<input type="checkbox"/>	上記のうち、保育の提供実績がない等の施設の場合、証明書が交付不可の旨を説明した。	